資料2

潟上市自治基本条例制定後の取組

（※平成28年度から令和元年度までの実績）

目的 第1条	市民主体のまちづくりの一層の推進
基本原則 第3～6条	・市民参画の原則 ・情報共有の原則 ・対等及び協働の原則 ・財政自治の原則
	（主な取組）
市民 第7～9条	・市の審議会等への参画 ・審議会等によっては公募委員の応募資格を18歳以上と規定 ・自治会活動への参加 ・市主催行事への参加　など
コミュニティ 第10・11条	・自治会及びコミュニティ組織主催事業の実施 ・自主防災組織の立ち上げ ・自治会活動推進費補助金等の交付による活動支援 ・まちづくり団体活動助成金の交付による活動支援　など
市議会 第12・13条	・議会基本条例の推進 ・議会報告会の実施　など
市の執行機関等 第14～16条	・施政方針の公表 ・総合計画及び行政改革大綱の策定とそれらに基づく市政運営 ・職員研修の実施 ・職員に対する地域活動参加呼びかけ　など （例）職階研修等以外の職場内研修の実施　H28：7回　H29：3回　H30：5回　R元：5回
市政運営 第17～27条	・子育て世代包括支援センターの設置 ・市民生活部内の組織を一部再編 ・審議会委員の公募の実施及び会議の公開　など　<u>**※詳細は次ページ以降**</u>
住民投票 第28条	・住民投票の実績はありません。
最高規範性等 第29・30条	・条例の見直し作業の実施

自治基本条例制定後の取組

第７章　市政運営　関係

１．第１７条（市の組織）について

毎年度課長等からなる行政組織機構検討会議を開催し、社会情勢の変化への対応や市民の皆さんの利便性の向上、また、行政組織のスリム化を目指して行政組織機構の見直しを定期的に行っています。

【組織改編の主な実績】

年度	改編内容
Ｈ２８	・教育総務課を教育行政の組織強化のため、学校教育課との２課体制に再編
Ｈ３０	・教育総務課と学校教育課を再度統合
Ｒ元	・各部における事務の平準化と効率化を図るため、税務課を総務部から市民生活部へ、長寿社会課国保医療班を市民課国保医療班へ再編 ・次年度からの子育て世代包括支援センター設置を見据え、健康推進課を健康づくり班と母子保健班の２班体制に再編
Ｒ２	・総合的な災害対策の確立を図るため総務課に危機管理監を配置 ・出産や育児への支援体制の充実を図るため、健康推進課に子育て世代包括支援センターを開設

２．第１８条（審議会等）について

各種審議会等の委員を選任する際に公募委員の募集を行っています。また、会議及び会議録（概要）を公開しています。

【会議の公開や委員の公募の実績】

（１）審議会等の会議の公開

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成２８年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①天王公民館運営審議会　２回　（文化スポーツ課）

②教育委員会定例会　１１回　（教育総務課）

③図書館協議会　２回　（文化スポーツ課）

④地域包括支援センター運営協議会　２回　（長寿社会課）

⑤地域密着型サービス運営委員会　２回　（長寿社会課）

⑥潟上市天王保健センター・潟上市飯田川保健福祉センター運営委員会
１回　（健康推進課）
⑦社会教育委員会　２回　（文化スポーツ課）
⑧介護保険運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑨男女共同参画推進審議会　１回　（企画政策課）
⑩行政改革推進委員会　４回　（企画政策課）
⑪国民健康保険運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑫福祉諸計画検討委員会　１回　（社会福祉課）
⑬食育推進会議　２回　（企画政策課）
⑭総合教育会議　１回　（総務課）
⑮自治基本条例推進委員会　１回　（企画政策課）
⑯子ども子育て会議　１回　（幼児教育課）

計　３７回　（８課）

※　傍聴実績はありません。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成２９年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
①天王公民館運営審議会　２回　（文化スポーツ課）
②飯田川公民館運営審議会　２回　（文化スポーツ課）
③教育委員会定例会　１１回　（教育総務課）
④図書館協議会　２回　（文化スポーツ課）
⑤地域包括支援センター運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑥潟上市天王保健センター・潟上市飯田川保健福祉センター運営委員会
１回　（健康推進課）
⑦社会教育委員会　３回　（文化スポーツ課）
⑧介護保険運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑨介護保険事業計画策定員会　３回　（長寿社会課）
⑩男女共同参画推進審議会　２回　（企画政策課）
⑪行政改革推進委員会　４回　（企画政策課）
⑫国民健康保険運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑬福祉諸計画検討委員会　１回　（社会福祉課）
⑭食育推進会議　２回　（企画政策課）
⑮総合教育会議　１回　（総務課）
⑯自治基本条例推進委員会　１回　（企画政策課）
⑰子ども子育て会議　１回　（幼児教育課）
⑱在宅医療・介護連携推進会議　１回　（長寿社会課）
⑲地方創生推進会議　１回　（企画政策課）
⑳健康かたがみ２１（第２期）中間評価策定員会

１回　（健康推進課）

計　４５回　（８課）

※　傍聴実績はありません。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成３０年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①天王公民館運営審議会　２回　（文化スポーツ課）
②飯田川公民館運営審議会　２回　（文化スポーツ課）
③教育委員会定例会　１２回　（学校教育課）
④図書館協議会　２回　（文化スポーツ課）
⑤地域包括支援センター運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑥社会教育委員会　３回　（文化スポーツ課）
⑦介護保険運営協議会　１回　（長寿社会課）
⑧男女共同参画推進審議会　２回　（企画政策課）
⑨行政改革推進委員会　５回　（企画政策課）
⑩国民健康保険事業の運営に関する協議会
　２回　（長寿社会課）
⑪福祉諸計画検討委員会　１回　（社会福祉課）
⑫食育推進会議　２回　（企画政策課）　傍聴者２人
⑬総合教育会議　１回　（総務課）
⑭自治基本条例推進委員会　１回　（企画政策課）
⑮子ども子育て会議　１回　（幼児教育課）
⑯在宅医療・介護連携推進会議　２回　（長寿社会課）
⑰まちづくり市民会議　４回　（企画政策課）　傍聴者１人
⑱健康かたがみ２１（第２期）中間評価策定員会
　１回　（健康推進課）
⑲自殺対策計画検討委員会　３回　（健康推進課）
⑳地域密着型サービス運営委員会　３回　（長寿社会課）

計　５２回　（８課）
※　傍聴者　計３人

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（令和元年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①教育委員会定例会　９回　（学校教育課）
②地域包括支援センター運営協議会　２回　（長寿社会課）
③社会教育委員会　３回　（文化スポーツ課）
④介護保険運営協議会　２回　（長寿社会課）
⑤在宅医療・介護連携推進会議　３回　（長寿社会課）

⑥男女共同参画推進審議会　　２回　（企画政策課）
⑦行政改革推進委員会　　４回　（企画政策課）
⑧国民健康保険事業の運営に関する協議会
　　２回　（市民課）
⑨食育推進会議　　２回　（企画政策課）
⑩自治基本条例推進委員会　　１回　（企画政策課）
⑪在宅医療・介護連携推進会議　　２回　（長寿社会課）
⑫まちづくり市民会議　　４回　（企画政策課）
⑬自殺対策計画検討委員会　　１回　（健康推進課）
⑭地域密着型サービス運営委員会　　１回　（長寿社会課）

計　３８回　（６課）

※傍聴実績はありません。

（２）審議会等の委員公募　　※年度区分は広報（ホームページ）公募記事掲載時

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成２８年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①行政改革推進委員会　　４人以内→応募者なし
②地域密着型サービス運営委員会　　１人→応募者なし
③福祉諸計画検討委員会　　３人以内→１人委嘱
④子どもの貧困対策協議会　　３人以内→１人委嘱
⑤地域包括支援センター運営協議会　２人以内→応募者なし
⑥まちづくり市民会議　　４人以内→２人委嘱
⑦地方創生推進会議　　２人以内→１人委嘱
⑧健康かたがみ２１(第２期)策定委員会　１人→応募者なし
⑨社会教育委員　　２人以内→２人応募
⑩公民館運営審議会（３地区）　　各２人以内→応募者なし
⑪図書館協議会　　２人以内→１人応募
⑫児童館運営委員会　　４人以内→１人応募
⑬生涯学習奨励員　　４人以内→応募者なし
⑭スポーツ推進審議会　　３人以内→応募者なし
⑮スポーツ推進委員　　６人以内→応募者なし

計９人委嘱　（１５回募集）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成２９年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①介護保険運営協議会　　２人以内→応募者なし

②介護保険事業計画策定委員会　　２人→応募者なし
③男女共同参画推進審議会　　３人以内→応募者なし
④食育推進会議　　４人以内→１人委嘱
⑤子ども・子育て会議　　２人以内→１人委嘱
⑥自治基本条例推進委員会　　若干名→１人応募→委嘱なし

計２人委嘱　（６回募集）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成３０年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
①地域密着型サービス運営委員会　　１人→応募者なし
②自殺対策計画検討委員会　　２人→応募者なし
③行政改革推進委員会　　２人以内→１人応募→１人委嘱
④天王保健センター・飯田川福祉保健センター運営委員会
　　１人→応募者なし
⑤まちづくり市民会議　　２人→応募者なし
⑥社会教育委員　　２人以内→応募者なし
⑦公民館運営審議会　　３館それぞれ２人以内→応募者なし
⑧図書館協議会　　２人以内→１人応募→１人委嘱
⑨児童館運営委員会　　４人以内→応募者なし
⑩生涯学習奨励員　　４人以内→１人応募→委嘱なし
⑪スポーツ推進審議会　　３人以内→応募者なし
⑫スポーツ推進委員会　　６人以内→応募者なし
⑬子ども・子育て会議　　２人以内→応募者なし

計　２人委嘱　（１３回募集）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（令和元年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
①介護保険運営協議会　　２　人→応募者なし
②食育推進会議　　４人以内→１人応募→１人委嘱
③男女共同参画推進審議会　　３人以内→１人応募→１人委嘱
④自治基本条例推進委員会　　若　干　名→応募者なし

計　２人委嘱　（４回募集）

Ｈ２８からＲ元年の合計	募集回数	委嘱人数
	３８回	１５人

３．第１９条（危機管理）について

危機管理体制の整備及び自主防災組織設立等の支援を行っています。

また、災害に対する危機管理だけでなく、新型インフルエンザ等対策行動計画を基に、新型コロナウイルス感染症に対する具体的な対策も定めています。

【危機管理に関する主な実績】

・令和２年度に総務課に危機管理監を配置

・自主防災組織を立ち上げていない自治会に組織化を勧めるともに、既存自主防災組織の活動強化のため防災資機材等の配備拡充を実施

自治会数：１０８　組織化数：４８　組織化率：４４．４％

４．第２０条（情報公開）・第２１条（個人情報保護）について

市民参画促進及び公正な市政運営を確保するため、市が保有する情報は情報公開条例に基づき原則として公開します。また、平成２５年に情報公開条例の全部改正を行った際には、その目的の条文に「自治基本条例の自治の基本原則にのっとり、市が保有する情報は市民共有の財産であるとの認識に立ち」との文言を盛り込み、市の情報公開の姿勢のベースには自治基本条例があることを明記しました。

また、市の基本的な制度を定める条例や基本的な政策を定める計画を策定しようとする際にはその素案を公表し、パブリック・コメントを実施しています。

さらに、市のホームページは担当課が随時更新できることにしており、迅速な情報の公表に取り組んでいます。

個人情報保護については、個人情報保護条例に基づき情報を適正に管理し、また、個人の権利利益を保護しています。

【情報公開・個人情報保護に関する主な実績】

（１）情報公開の実績

年度	請求件数	処理状況			
		全部公開	部分公開	非公開	不存在
Ｈ２８	２９	２３	2	0	4
Ｈ２９	１７	１４	3	0	0
Ｈ３０	２１	１７	3	0	1
Ｒ元	１８	１１	6	0	1

（２）個人情報保護制度の実績

年度	請求件数	処理状況			
		全部公開	部分公開	非公開	不存在
Ｈ２８	2	1	1	0	0
Ｈ２９	0	0	0	0	0
Ｈ３０	1	0	1	0	0
Ｒ元	0	0	0	0	0

※これまで個人情報の漏えい等はなく、適正な維持管理が図られています。

（３）パブリック・コメントの実施

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成２８年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①公共施設等総合管理計画　　（企画政策課）
②自治基本条例の見直し　　（企画政策課）
③子どもの貧困対策整備計画　（社会福祉課）

計　３回実施　（意見提出０件）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成２９年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①潟上市地域公共交通網形成計画　　（企画政策課）
②第２次潟上市国土利用計画　　（都市計画課）
③第３次潟上市生涯学習推進計画　　（文化スポーツ課）
④第２次潟上市子ども読書活動推進計画　　（文化スポーツ課）
⑤潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第７期）
（長寿社会課）
⑥潟上市第３期障害者計画・第５期障害福祉計画・障害児福祉計画
（社会福祉課）

計　６回実施　（意見提出０件）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（平成３０年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①健康かたがみ２１（第２期）中間評価　　（健康推進課）
②潟上市自殺対策計画　　（健康推進課）
③第３次潟上市食育推進計画　　（企画政策課）
④潟上市スポーツ推進計画　　（文化スポーツ課）

計　４回実施　（意見提出０件）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝（令和元年度）＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

①潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画　（企画政策課）
②潟上市第２期子ども・子育て支援事業計画　　（幼児教育課）
③第２次潟上市都市計画マスタープラン　　（都市建設課）

計　３回実施　（意見提出０件）

５．第２２条（意見・要望等への対応）について

平成２９年度より市ホームページ等で「市民の声」として、市民からの意見・要望等を常時受付しています。いただいた意見・要望等は担当の部課で検討し、必要に応じて本人に直接回答するとともに、今後の市のまちづくりに活かしています。

また、年に１～２回自治会長会議を開催し、自治会等からの意見や要望を聞き取り、それらに対して回答しています。

さらに、市に対する苦情や意見が寄せられた際にはその内容により、部長会議などの庁内会議で情報を共有し対応することにしています。

【市民の声実績】

年度	件数	市からの回答数
Ｈ２９	９	６
Ｈ３０	８	８
Ｒ元	１８	１８

６．第２３条（男女共同参画）について

市男女共同参画推進計画に基づき、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれに個性と能力を発揮することができるように講演会や研修などの事業を実施し、啓発に努めています。

また、平成２８年３月には第３次潟上市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を推進しています。

さらに、市には男女共同参画について考える市民グループの「ハートフル実行委員会」があり、委員の皆さんに市の事業に協力いただいたり、実行委員会が実施する男女共同参画を進める活動を市が支援したりしています。

【男女共同参画事業の主な実績】

年度	実施内容	参加者数
Ｈ２８	・男女共同参画宣言都市１０周年記念講演会 「男女共同参画と教育改革」 ・アンガーマネジメント入門講座（職員研修）	２１０人 １６２人
Ｈ２９	・介護だって男女共同参画（研修会）	６２人
Ｈ３０	・職場のコミュニケーション（職員研修） ・企業向け男女共同参画に関する説明会	７０人
Ｒ元	・男女共同参画の視点からの防災（研修会） ・企業向け男女共同参画に関する説明会	６０人

７．第２４条（財政運営）について

地方自治法において、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項について、毎年２回以上公表する事が定められており、市では「財政報告書の作成及び公表に関する条例」に基づき、その内容をホームページなどで公表しています。また、同じく当初予算概要（事業編）や財務４表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成し、解説も加え公開しています。

８．第２５条（行政評価）について

行政評価は、実施機関が行う内部評価及び市民からなる潟上市行政改革推進委員会による外部評価により実施しています。最終評価結果は次年度以降の予算編成等、市の事業決定の際の参考とするとともに、その内容を市広報やホームページで公開しています。

【行政評価の主な実績】

年度	評価対象事業数
Ｈ２８	４０事業
Ｈ２９	４２事業
Ｈ３０	３７事業
Ｒ元	３０事業

９．第２６条（外部監査）について

外部監査人による監査の実績はありません。

１０．第２７条（国及び県との関係）について

法を地域の実情に合わせて解釈し地域に根ざした自治体の条例とする政策法務の力を身に付けるため、秋田県や県市長会が実施する研修に職員を派遣しています。

【政策法務に係る研修の主な実績】

年度	受講人数
Ｈ２８	２人
Ｈ２９	６人
Ｈ３０	１６人
Ｒ元	１６人

●その他の特記事項

（１）自治基本条例５周年記念事業

潟上市自治基本条例施行から５年の節目となった平成２９年度に条例を市民により浸透させ、市民意識の向上を図ることを目的に５周年記念事業を実施しました。現状から課題を見つけて議論するカフェ型ワークショップでは、自分たちにできるこれからのまちづくりについて活発な議論が行われました。

【カフェ型ワークショップの様子】

（２）自治基本条例施行後の市民意識調査（アンケート）

平成２９年度に、自治基本条例の浸透度を把握し、今後のまちづくりの参考とするため、市民意識調査（アンケート）を実施しました。条例を知らない市民が４割超、参画と協働によるまちづくりが進んでいないと考える市民も４割超となり、今後より一層の周知、浸透を図る必要があることがわかりました。

（３）児童生徒向けパンフレットの配布

毎年、児童生徒向けのパンフレットを市内の小学６年生及び中学３年生に配布し、自治基本条例やまちづくりについて周知を図っています。

（４）市内中学校への出前授業

平成２８年度より毎年、市内３中学校の３年生に対して市職員による出前授業を実施しています。公民の時間（地方自治について学ぶ時間）を使わせていただき、自治基本条例、主に未成年者のまちづくりへの参画権利について説明しています。授業後半では、生徒自らがまちづくりについて考え、アイデア等をまとめて市に提言するなど、市にとっても貴重な機会となっています。

令和元年には、試験的に小学校６年生（東湖小学校、出戸小学校）に対しても実施しました。

【市内小・中学校での出前授業の様子】

（５）職員研修（新規採用職員）

令和元年度より新規採用職員向けに自治基本条例の内容や策定経緯について説明する研修会を実施しています。

【職員研修の様子】

（６）自治基本条例推進委員会の設置

条例の履行状況の検証や条例の見直しを行うため、市民からなる自治基本条例推進委員会を設置し、毎年検証を行っています。

（７）条例推進のための３つの運用指針の運用

平成２５年１月１日の条例の施行に併せて制定した「審議会等の会議の公開に関する指針」「審議会等の委員の公募に関する指針」「パブリック・コメント手続実施に関する指針」の３つの指針に基づき会議の公開や委員の公募などを行っています。会議の結果や公募、パブリック・コメントについては、市ホームページに「参画と協働」バナーを作成し、公表しています。